



環廃産発第 1310292 号
平成 25 年 10 月 29 日

大阪市環境局長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について」の留意事項について

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について」（平成 25 年 10 月 29 日環廃産第 1310291 号）についての留意事項については下記のとおりです。

記

1. J E S C O大阪事業の処理対象物について

一部の処理対象物について、他の事業所において処理を行うとしましたが、その量の目安については下記のとおりと見込んでいます。ただし、今後の各事業所における操業改善の取組等によりその量に変化する可能性があります。

- (1) 豊田事業の事業対象地域に平成 24 年度末時点で保管されている車載型トランス^(注1) 641 台のうち、大阪事業において処理を行うのは概ね 30 台程度と見込んでいます。
- (2) 北海道事業及び豊田事業の事業対象地域に保管されている特殊コンデンサ^(注2)のうち、大阪事業で処理を行うのは概ね 1,000 台程度と見込んでいます。
- (3) 大阪事業の事業対象地域に保管されている安定器等・汚染物のうち小型電気機器の一部について、大阪事業において処理を行うのは概ね 110 トン程度と見込んでいます。
- (4) 大阪事業の処理対象地域に保管されているポリプロピレン等を使用したコンデンサ^(注3)のうち、豊田事業において処理を行うのは概ね 6,000 台程度と見込んでいます。
- (5) 大阪事業所において発生する P C B を含む廃粉末活性炭^(注4)のうち、東京事業において処理を行うのは概ね 230 トン程度と見込んでいます。
- (6) 大阪事業所において発生する二次廃棄物^(注5)のうち、北九州事業で処理を行うのは

概ね 80 トン程度と見込んでいます。

- (7) 大阪事業の処理対象地域に保管されている安定器等・汚染物^(注6)のうち、北九州事業において処理を行うのは概ね 2,400 トン程度と見込んでいます。

2. J E S C O大阪事業の処理完了の予定時期について

今後、大阪事業で見込まれる年間当たりの処理量で推移した場合には、高圧トランス・コンデンサ等について少なくとも平成 33 年度までは処理にかかります。実際には処理に手間がかかる機器の存在や、現在使用中の機器の存在があることを勘案し、操業期間を最長で平成 36 年度としますが、この期間の中で、可能な限り早く処理を完了できるよう努めることとします。なお、処理が完了した後は、すみやかに処理設備の撤去に係る作業に着手する予定です。

(注 1) 過去に新幹線等の鉄道車輛に搭載されていたトランス

(注 2) 形状、構造等が特殊なため、処理が困難又は処理に手間がかかるコンデンサ

(注 3) 素子にポリプロピレンを使用したコンデンサやブッシングの取り付けにボルトを使用したコンデンサ等缶体対策が必要なコンデンサ

(注 4) 日本環境安全事業株式会社の処理工程で発生する P C B を含む粉末活性炭のうち、P C B 濃度が 5,000mg/kg を超えるもの

(注 5) 日本環境安全事業株式会社の処理工程で発生する防護具、粒状活性炭等のうち、P C B 濃度が 5,000mg/kg を超えるもの

(注 6) 以下に掲げる廃棄物

- ・ P C B を使用したトランス及びコンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの
- ・ P C B を使用した感圧複写紙
- ・ P C B に汚染されたウエス、汚泥等